

岩手県立水沢農業高等学校同窓会会則

沿革 昭和25年8月改正、昭和33年12月改正、昭和37年8月改正、昭和42年8月20日改正、昭和52年8月14日改正、昭和56年8月16日改正、平成元年8月14日改正、平成13年8月19日改正、平成27年8月8日改正、平成29年8月5日改正

(会の名称)

第1条 本会は水農同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局を岩手県立水沢農業高等学校におく。

2 事務局の構成等については、会長が本校在職職員を委嘱する。

(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り、あわせて母校の発展と地方産業文化向上に貢献することをもって目的とする。

(事業)

第4条 本会はその目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会員相互の連絡並びに共助に関する事項

(2) 母校の発展に関する事項

(3) 農業研究及び発展に関する事項

(4) その他必要と認める事項

(会員の資格及び種類)

第5条 本会は次の欄に資格を有する者をもって会員とし、会員をそれぞれ次の欄に示す種類に区分する。

会員の種類	資 格
会 員	胆沢郡立胆沢農業学校卒業生 岩手県立胆沢農学校卒業生 岩手県立水沢農学校卒業生 岩手県立水沢農業高等学校卒業生 岩手県立胆沢高等学校卒業生
賛 助 会 員	母校職員及びかつて母校職員であった者
名 誉 会 員	総会の決議を経て推薦した者

(役職員)

第6条 本会に下記の役職員を置く。

名誉会長 母校の校長を推薦する。

会 長 1名 総会において会員中から選出し、その任期は3年とする。

副 会 長 3名 1名は母校職員から会長が委嘱し、他の2名は正会員中から総会において選出し、その任期は3年とする。

評 議 員 若干名 評議委員会で推薦し、総会で承認された者を会長が委嘱する。

監 査 員 3名 総会において会員中から選出し、その任期は3年とする。

2 補充によって選出された役職員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

(役職員の任務)

第7条 役職員の任務は次の通りである。

名誉会長 学校と同窓会の連絡協調を図り、本会の運営について指導助言を与える。

会 長 本会を代表し、会務を総理する。

副 会 長 会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代理する。

評 議 員 本会の予算決算その他の重要事項について協議する。

監 査 員 本会の会計事務を監査する。

(顧問)

第8条 本会に顧問若干名をおく。顧問は、評議委員会において推戴された者を会長が委嘱する。

(支部)

第9条 本会は地方に支部をおく。

2 支部には支部長1名および副支部長1名ないし2名をおく。

3 支部の規定は支部が定める。

(総会)

第10条 本会は毎年1回8月に総会を開く。ただし、必要がある場合には臨時総会を開くことができる。

第11条 評議委員会は年1回開催することを原則とする。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。

(会費及び入会金)

第12条 会員は、終身会費として年3,600円を在学中に前納するものとする。

2 会員は、入会金として卒業時5,000円を納入するものとする。

3 会員は年会費として一口1,000円以上(年1回)を納入するものとする。

(基本金)

第13条 本会の会費のうち、一定割合の金額を基本金として積立てるものとする。

2 前項の一定割合については、評議委員会の承認を経て総会において決定する。

3 基本金は総会の議決を経て、恒久的事業の資金に充当することができる。

(財源)

第14条 本会の経費は、会費・基本金の利子及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(決算)

第16条 本会の決算は、監査員の監査を受けて総会に報告する。

(会則変更)

附 則

1 本会則は、昭和52年8月14日から施行し、昭和52年4月1日より適用する。

2 従前の会則は、本会則の施行の前日をもって廃止する。

3 昭和56年8月16日会則を一部改正する。

4 平成 元年8月14日会則を一部改正する。

5 平成13年8月19日会則を一部改正する。

6 平成26年8月 9日会則を一部改正し、平成27年度入学生より適用する。

7 平成27年8月 8日会則を一部改正する。

8 平成29年8月 5日会則を一部改正する。

